

加瀬沼公園整備事業に係る指定管理者制度について

平成21年 2月 3日
土木部都市計画課

○ 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成15年9月2日、改正地方自治法（H15.6.13法律第81号）が施行され、地方自治体の「公の施設」の管理に関する制度が改正されたことによって創設された制度である。

これまでの「公の施設」の管理運営主体は、公共性の確保の観点から、地方公共団体の出資法人や公共的団体等に限られていた（「管理委託制度」）が、この改正によって、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになり（「指定管理者制度」）、「公の施設」の管理運営に民間の能力を積極的に導入していくことが可能となった。

改正後	改正前
<p>（公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、<u>法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）</u>に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p>	<p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、<u>その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。</u></p>

○ 宮城県における指定管理者制度の導入状況

本県では平成18年4月1日より327の県有施設に指定管理者制度の導入を開始したところであり、平成20年4月1日現在において333の県有施設において指定管理者制度が導入されている。

県立加瀬沼公園における指定管理者制度について

1 H17年度指定管理者募集時における公募条件

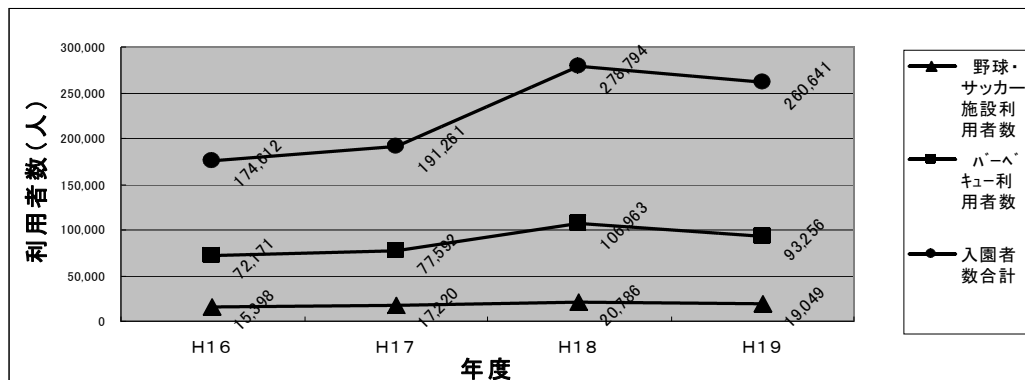
- ① 施設の目的に沿って、安定した管理運営に努める
- ② 施設の効用を最大限に発揮し、管理の質や利用者に対するサービス向上、利用促進に繋がるような管理運営に努める
- ③ 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努める
- ④ 個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例等に基づき適正な管理を行う
- ⑤ 利用者等の意見・要望を把握し、管理運営に反映させるとともに、市民参加やボランティアとの連携等を促進し、親しみやすく開かれた公園づくりを推進する

2 管理運営の実施状況

① 指定管理者が実施したサービス向上策

- ・ H17末に8基であったバーベキュー用U字側溝を18基に増設
- ・ 少年用サッカーゴールの購入設置
- ・ ふれあいサポーター用花壇5基増設
- ・ 定期的に芝刈を実施し、広場の芝高を4cm程度に維持
- ・ お花見時期における休園日の返上開園と閉園時間の延長
- ・ お花見期間における仮設トイレの増設設置（2基→4基）
- ・ お花見期間における夜さくら用照明灯設置
- ・ イベントの開催（プランター作り講習会、すすむし学校、花フェア）
- ・ 公園を紹介するホームページを開設
- ・ ホームページ上での施設予約状況の公開
- ・ 公園HP、ホームセンターでのチラシ配布・ポスター掲示及び河北新聞夕刊によるイベント情報のPR
- ・ 公園を紹介する観光雑誌等への積極的な写真提供

② 利用者数の推移状況



③ 維持管理の実施状況

維持管理項目		単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度
緑地管理	芝刈り	m ²	294,420	685,160	729,610
林地管理	下草刈り	m ²	10,600	26,500	29,150
草地管理	草刈り	m ²	28,340	64,784	62,150
施設管理	野球場整地	回	6	9	8
	サッカー場整地	回	6	8	8

④ 公園利用者へのアンケート調査結果の状況

評価項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
職員の評価	88.5	90.3	86.7
施設管理状況の評価	80.8	90.0	87.2
清掃状況の評価	89.2	91.5	89.1
緑地管理状況の評価	87.4	91.4	89.0
平均点数	86.5	90.8	88.0
回答数(人)	144	229	249

※ アンケート項目毎に利用者の評価を点数化（満足=100点、やや満足=80点、普通=60点、やや不満=40点、不満=20点）し、総点数を回答数で除して算出。

3 指定管理状況の評価

指定管理状況の評価については、指定管理者が自ら業務実施結果に関する自己評価を行うと共に、県も指定管理者から提出される事業報告書を基に毎年度の管理運営状況の評価している。

また、県が行った各指定管理者の評価に関しては、指定管理者の主催で定期的に関催される「指定管理者連絡調整会議」の場において、県より管理運営の良い事例として情報提供し、指定管理者間での善政競争を促すよう務めている。

4 指定管理者制度導入の効果等

- ・維持管理経費（指定管理者分）が導入前（H17）に比べ約1割減
- ・利用者数が導入前（H17）に比べ約5割増
- ・利用者サービスの向上
- ・管理レベルの向上
- ・積極的な公園PR（広報媒体の拡大）

5 第Ⅱ期（H21～23）における指定管理者の提案内容

① サービス向上

- ・イベントの開催（デジタル写真コンテスト、すすむし学校、体力・健康づくり講習会、星空見学会、公園廃材工作教室、白鳥ふれあいまつり）
- ・臨時開園等（学校関係や福祉団体からの申し入れがあった場合に対応）
- ・お花見、ゴールデンウィーク及び芋煮会シーズン時における休園日の返上開園
- ・ボランティア活動については閉園時間にかかわらず活動をサポート

② 維持管理水準

- ・エリア毎の目標設定（芝地はいつ来園者がシートを広げて過ごしても快適であること。仕上げ芝高さ3cm以下。草地は修景に優れ環境に優しいこと。樹木等は修景に優れていること。）

③ 維持管理費

- ・募集要項で参考として示したH19年度支出実績23,310千円に対し、20,973千円の提案
- ・自主事業として行う自販機の利益を公園施設の修繕費や防災備品購入に充てる

6 今後の課題

- ① 指定管理者の固定化
- ② 維持管理経費低減の限界